

令和8年度鳥取市優先調達の推進を図るための方針

鳥取市において、障がい者就労施設で働く障がい者等の経済的自立、就労機会の確保のため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

福祉部 障がい福祉課

令和8年8月1日制定

1. 基本的考え方

- (1) 障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達する。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達の状況を公表する。

2. 具体的な取り組み

- (1) 毎年度、部署毎の調達目標を設定し公表する。
- (2) 毎年度、部署毎の調達実績を取りまとめ公表する。
- (3) 鳥取市が主催するイベント等においては、障がい者就労施設等からの積極的な物品等の調達に努める。
- (4) 障がい者就労施設等が取り扱う商品・役務の情報提供は、「鳥取県障がい者就労事業振興センター（共同受注窓口）」「は一とふる TOTTORI」を活用する。
- (5) 調達の実績は別紙調査表（別記様式）により4半期ごとに障がい福祉課へ報告するものとする。
- (6) 特定随意契約に係る契約については、要領の定めにより公開し公平性を保つ。
- (7) 外郭団体等へも協力を求め、実績を取りまとめる。（未公表）

3. 適用範囲

市長部局、教育委員会事務局、市議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、市立病院、水道局

4. 対象となる障がい者就労施設等

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等
 - ・就労移行支援事業所
 - ・就労継続支援（A型・B型）事業所
 - ・障害者支援施設など
 - ・障害者雇用促進法の特例子会社
- (2) 在宅就業障がい者等
 - ・自宅において物品の製造、役務の提供等を行う障がい者
- (3) 共同受注窓口

5. 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供するすべての商品・サービス

6. 令和8年度の調達目標額

(単位:円)

部 署	令和8年度目標	令和7年度実績
総務部	2,463,800	2,334,144
税務・債権管理局	2,000	1,810
人権政策局	10,800	689,700
危機管理部	4,000	4,000
企画推進部	1,221,360	1,253,396
市民生活部	13,300	15,600
市民生活環境局	5,000	5,000
福祉部	335,000	1,568,962
健康こども部 こども家庭局	915,000	997,575
健康こども部 鳥取市保健所	281,090	745,506
経済観光部	290,000	209,900
農林水産部	3,500	0
都市整備部	498,000	9,440
下水道部	2,500	18,539
出納室	0	0
市議会事務局	3,090,252	2,603,239
教育委員会事務局	259,600	237,600
監査委員事務局	2,000	4,000
選挙管理委員会事務局	3,000	1,000
農業委員会事務局	2,000	1,810
国府町総合支所	0	0
福部町総合支所	2,000	0
河原町総合支所	929,000	877,800
用瀬町総合支所	269,280	550,440
佐治町総合支所	540,000	504,000
気高町総合支所	1,034,600	868,800
鹿野町総合支所	567,342	1,365,747
青谷町総合支所	5,000	0
市立病院	0	0
水道局	99,000	61,875
合計	12,848,424	14,929,883